



# 島根県報

令和5年1月27日（金）

第 382 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

換地計画書の縦覧（2件）	（農 村 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	3

**【公 告】**

基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	4
---------	-------------	---

**【特定調達公告】**

島根県中央病院における内視鏡業務支援システム調達及び保守業務一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	4
県立学校校内LANサーバ基盤賃貸借業務に係る随意契約の相手方等	（教 育 施 設 課）	5

**告 示****島根県告示第57号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年1月27日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
福光地区（2工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

**島根県告示第58号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年1月27日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯南地区（門工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

**島根県告示第59号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(8) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第60号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年1月27日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
雲南市	令和2年度～3年度	7枚	1冊	篠淵⑤-1	令和5年1月18日
出雲市	令和2年度～3年度	10枚	1冊	伊野②	令和5年1月18日
出雲市	令和2年度～3年度	18枚	1冊	鳶巣②	令和5年1月18日
西ノ島町	令和元年度～3年度	4枚	1冊	別府②	令和5年1月18日
隠岐の島町	令和2年度～3年度	17枚	2冊	那久⑤油井②	令和5年1月18日

### 島根県告示第61号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年1月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 栄2（追加）

2 土地の表示

平成30年島根県告示第767号（栄2区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱1号から6号までを順次結んだ線、標柱1号と6号を結んだ線、告示で指定した標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号を結んだ線、標柱7号から12号までを順次結んだ線及び告示で指定した標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
益田市須子町イ756番5	7号
〃 イ756番7地先道	8号

”	イ756番内1地先道	9号
”	イ109番地先道	10号
”	イ109番	11号
”	イ755番4	12号

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年1月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間  
令和5年2月1日から終了の通知があるまで
- 3 作業地域  
島根県全域

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年1月27日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 件名及び数量  
内視鏡業務支援システム調達及び保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和4年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ティーエスアルフレッサ株式会社出雲支店 支店長 橋本 信介 出雲市浜町218番地1
- 5 落札金額  
30,811,627円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
内 調達22,390,577円 保守8,421,050円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和4年11月11日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年1月27日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

県立学校校内LANサーバ基盤貸借業務

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年11月25日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号

FLCS株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号

5 随意契約に係る契約金額

69,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。